

労働組合だからこそできる!

「乗務員勤務制度の見直し」提案の全容を明らかにさせよう!

本部は5月17日に経営側より「乗務員勤務制度の見直し」提案を受けました。26年間運用されてきた、現行の「乗務員勤務制度」と大きく違う点は、乗務員勤務以外に就く社員が定期列車に乗務する機会を設けることや2010年6月の「改正育児・介護休業法」により導入した「育児・介護勤務A」適用社員の勤務制限の緩和を目的とし、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることで。

「乗務員勤務制度の見直し」を見直す目的は、人口減少に伴う社会・経済構造の変化等に対応するために「多様な働き方と効率性の実現を図っていく」としています。しかし、社会・経済構造の変化等は経営環境だけでなく、社員の労働・生活環境も大きく変化することを意味します。それら変化等に対応し、安全・安定輸送を確保していくためには、実際に現場で働く社員の「安全」「健康」「ゆとり」が、以前よりも充実した制度でなければなりません。

提案の内容について、本部に寄せられた組合員の意見や現場実態と照らし合わせ、より立体的にするため、6月11日、全29項目からなる申第16号「乗務員勤務制度の見直しに関する申し入れ」を経営側に提出しました。 ※申し入れ項目は「申し入れ書面」を参照。

労働者にとって「働き方・働きがい」と「賃金・手当」は一对だ!

本部は6月4日に経営側より、会社提案「乗務員勤務制度の見直し」における「賃金制度の改正」に関して、今日段階の考え方について説明を受けました。

その内容は「今回の改正は人件費の削減を目的にしたものではない。分かりやすさ、納得性、公平性及び乗務員勤務制度の見直しに伴う労働時間並びに拘束時間等の変化に踏まえ、労働実態のない時間に対して支給している行先地手当を廃止するとともに、深夜早朝手当を新たに支給することを検討しているところである」とのことであり、具体的な内容については「成案になり次第、別途提案する」としています。

しかし、賃金・手当の変更は労働条件の最たるものであり「乗務員勤務制度の見直し」に伴う労働時間等の変更と賃金・手当の変更は一对だと言えます。

本部は経営側に対し「賃金制度の改正」に関する考え方と、具体的な内容を求めて、上記申第16号と同時に申第17号「『乗務員勤務制度の見直し』の『賃金制度の改正』に関する申し入れ」を行いました。

労働組合=東日本ユニオンに結集し
一緒に安全で働きやすい「乗務員勤務制度」つくりだそう!